

はびきの市民大学だより

2月の講座休講と学習情報室閉室のお知らせ

1月13日に緊急事態宣言が発出されたことを受けまして、2月も講座を休講とさせていただきます。また、それに伴い、2階学習情報室も閉室といたします。

(ビデオ視聴・図書の閲覧などもご利用できません。)

講座を楽しみにしていただいていた方には誠に申し訳ございませんが、ご理解ご了承の程、よろしくお願いいたします。

休講となりました講座は3月の開催を目指し、講師と日程調整しております。

最新のはびきの市民大学の情報はホームページでご確認いただくか、お電話(072-950-5503)でお問い合わせください。



今月号では、講座【『古事記』をよむ】に2年以上にわたりご登壇いただいております関西医療大学南山かおり先生からのメッセージと、はびきの市民大学河内厚郎学長より長編コラムをいただいております。

『古事記』をよみ終えるにあたって

講師 南山 かおり

最古の書物『古事記』を、一箇の文学作品としてよむことを試みて、三年。いよいよ完結を見通せるころまで来ました。「歴史」の側から取り上げられることの多かったこの書を、「文学」の立場からよみ直してみ、あらためて気づいたのは、その物語の「リアリティ」です。一見、非現実的と思えるストーリー展開の中でも、登場人物の「感情」の描写だけは、意外なほど「リアル」なのです。

さらにはそれが、「コロナ禍」の今、我々がまざまざと体験している感覚と不思議に重なり合い、共感できることがあります。疫病の終息を願い神々にすがった崇神天皇の祈り、国の衰亡を憂えた仁徳天皇の焦り、底知れぬ強敵に立ち向かったヤマトタケルの心境。遠い世界の物語だと思ってきた「古代の感覚」は、なおも色褪せることなく「現代の実感」として息づいています。むしろこのような危機に直面した時代にこそ、物語は、圧倒的な真実味を帯びて迫ってくるものだったかもしれません。とすれば『古事記』は、最古の「民族の記憶と知恵の結晶である」とも言えるでしょう。

近年、「文学すること」の意義が議論されていますが、こうした「文学的共感」こそ、その最大の効用かもしれません。自分と全くかけ離れた人生や、真逆の価値観にも思いを寄せられる「想像力」や「共感力」が、時空を超えて、窮地に陥った私たちに勇気を与えたり、隣人の心を救ったりもする。そんな「文学の力」というべきものを、今回の講座を通じて、感じていただけたら幸いです。

学長コラム【第17回】



河内厚郎
(はびきの市民大学学長)

人間はたえず殖えつづける知覚を小さな頭のなかに収めることが出来なくなって、日常生活の維持や専門の職業のため必要な情報を除き、「とりあえず忘れる」技術を身につけた。そのいったん忘れた記憶を、時と場合に応じて人は「思い出す」ことにしたというわけである。(犬や猫にはこの「思い出す」能力がない。「ずっと覚えている」か「忘れてしまう」のどちらかだ)

人が死ぬとき走馬灯のように全生涯が浮かび上がるというのは、実生活の要求に基づく記憶の選択から脳が開放されて、過去のすべての思い出がよみがえり、堰を切ったように押し寄せてくるからであろう。だから人間、本当は何ひとつ忘れていないということになる。



ただし、この「思い出す」能力は、人によってまちまち。毎日判を押したような日常を繰り返すようになると、なかなか様々なことを思い出す余裕などない。日々雑事に追いまわられていると、人生の選択肢は限られていき、未知の可能性を掘り起こす能力は使うことなく退化していく。

そこにこそ「文化」の出番があると、私は考える。日常からしばし離れて、優れた芸術作品に接して心揺さぶられたりすると、潜在的な人間性が活性化される。埋もれた記憶の断片が呼び覚まされる。自分の今までの人生だけでなく、心の奥底に、先祖の代から眠っていた、遠く深い記憶が呼び戻される。それが人生の新しい扉を開くきっかけになったりもする。「創造」とは、そんな過去の断片の新しい組み合わせのことを指しているのであろう。

人を人ならしめるのが、イマジネーション喚起の力によるのは、何歳になっても変わらない。人間の可能性は無限であり、生涯学習の妙味もそこにある。

市民大学が個性的で豊かな創作の場になってほしいと願う。人生も自己再発見の積み重ねによって飛躍していくのではないだろうか。

脳出血により肉体の自由を奪われた私にとり、「想像」は「創造」でもある、と信じている。



はびきの市民大学

〒583-0854 大阪府羽曳野市軽里1丁目1番1号(LIC はびきの内)
【TEL】072-950-5503 / 【FAX】072-950-5650

受付 9時00分～17時30分(2階学習情報室 9時30分～16時30分) ※閉室は祝日・振替休日・年末年始
ご提出いただきました個人情報につきましては、羽曳野市個人情報保護条例(平成12年羽曳野市条例第43号)に基づき適切に管理いたします。
※障害への配慮が必要な場合は事前にご相談ください。
※表記されている内容については予告なく変更になる場合がございます。

はびきの市民大学

検索

